

令和2年度第1回別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会結果

施設名	別海町ケアハウスみどり野
施設所在地	別海町別海寿町51番地
設置年度	平成10年度
設置目的	身体機能の低下や、独立して生活するには不安が認められる高齢者に日常生活上必要な便宜を供与し、健康で明るい生活を送ることができるようにすることを目的として施設。

指定管理者選択（内部）委員会審議結果

候補者	住所	別海町別海西本町36番地
	名称	別海町社会福祉協議会
	代表者	会長 山口 長伸
公募しない理由	<p>現在の指定管理者である別海町社会福祉協議会は、個々の心身の状況に応じた自立性の尊重を基本として、入居者が安心して生活できるように定期的に個人面談を行い、住み良い住環境を提供するとともに食事の提供、余暇活動の援助など総合的なサービスの向上に努めていることから、引き続き社会福祉協議会が指定管理することが適当であると考えます。</p> <p>なお、別海町社会福祉協議会は「別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例」第5条第1項の「公募によらない指定管理者の候補者の選定」及び「同条例施行規則」第4条の2第1項第3号の規定に該当することから、公募しないことが妥当と考えます。</p>	
指定期間	<p>5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）</p> <p>別海町の高齢者保健福祉計画においても重要な施設であり、関係機関との連携も必要なことから、5年間の指定管理が妥当と考えます。</p>	

選定委員会意見

候補者の適否	適当であると判断する。
指定期間	5年間が適当であると判断する。 (令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)